　　　指宿市がんばる農業者起業支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は，意欲ある農業者による農業所得の向上及び起業を目的とした研修等を奨励するため，農業者に対し，指宿市がんばる農業者起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し，指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象者は，市内に居住する農業者で構成され，かつ，次の要件を満たす団体とする。

(1) 市内で生産された農畜産物を活用した新たな特産品開発又は農畜産物の販路拡大のための自主的取組を計画していること。

(2) 同一年度内において補助金の交付を受けたことがないこと。

(3) 補助金の交付を受けて研修に参加しようとする者が，同一年度内において補助金の交付を受けた者でないこと。

(4) 補助金の交付を受けて研修に参加しようとする者が，補助金の交付申請の日において市税等に滞納がないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，前条第１号の計画を達成するために必要と認められる研修旅費とし，市長が予算の範囲内で決定するものとする。

２　補助金の額は，補助対象経費の２分の１以内の額とし，１人当たり３万円を限度とする。

３　補助金の交付の対象となる人数は，１団体当たり５人以内とする。

（事業計画書の承認申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は，がんばる農業者起業支援事業実施計画承認申請書（第１号様式。以下「承認申請書」という。）に事業計画書（第２号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（事業計画の承認）

第５条　市長は，前条の承認申請書を受理したときは，事業計画書の内容を審査し，補助事業として承認することが適当であると認めたときは，速やかにその旨を，がんばる農業者起業支援事業実施計画承認通知書（第３号様式）により，申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第６条　前条の規定により事業計画の承認を受けた者（以下「事業実施者」という。）は，実施計画の承認の通知を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは，遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。ただし，承認された事業計画における使用農畜産資源または研修先の変更，補助金交付申請予定額の増額等重大な変更については，改めて事業計画書を提出し，市長の承認を受けなければならない。

　（補助金の交付手続）

第７条　事業実施者は，補助対象事業完了後，遅滞なく，規則第23条に規定する書類に研修実施報告書（第４号様式）を添えて，市長に提出しなければならない。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は，平成28年４月１日から施行する。